

◎新潟県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 353号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山字久保田1602番から 同市松之山字中ノ入1194番1まで	新	9.6~15.2メートル	491.5メートル
	旧	6.4~15.1メートル	496.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道松代天水島線と重用

1 道路の種類 県道

2 路線名 松代天水島線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山字中ノ入1194番1から 同市松之山字久保田1602番まで	新	9.6~15.2メートル	491.5メートル
	旧	6.4~15.1メートル	496.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道353号と重用